

1. 件名：浜岡原子力発電所の地震等に係る新基準適合性審査に関する面談

2. 日時：令和3年6月21日（月）13時30分～13時55分

3. 場所：原子力規制庁9階耐震会議室

4. 出席者（※：テレビ会議システムによる出席）

原子力規制庁：内藤安全規制調整官、佐口主任安全審査官、谷主任安全審査官、海田主任安全審査官、西来技術研究調査官、松末技術参与

中部電力株式会社：原子力本部 原子力土建部 執行役員
中川原子力土建部長 他11名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. 提出資料

- ・第981回 原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合 ご指摘事項について

時間	自動文字起こし結果
0:00:05	はい。規制庁のニシキです。それでは中部電力との面談のほうを行いたいと思います。
0:00:14	それでは説明ありましたらお願いいたします。
0:00:21	中部電力アマノです。本日はお時間いただきましてありがとうございます。去る6月4日の日に実施いただきました第981回の原子力発電所の新規制基準適合性審査に
0:00:36	でいただきました御指摘事項につきまして、配付させていただいたやる通り整理して参りましたので、一度ここで御説明をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。
0:00:59	中部電力のモリです。お配りは送付しておりますA41枚の資料に基づきまして説明させていただきます。
0:01:08	題名としては981回の審査会合の御指摘事項について、ペーパーでございます。
0:01:14	まず1ポツ目御説明内容ということで、6月4日に御説明しました。プレート間地震の津波評価についてのコメント回答と歴史記録及び津波堆積物に関する調査についてのコメント回答について御説明いたしました。
0:01:31	2ポツ目に御指摘事項としまして、プレート間地震の津波評価と歴史記録及び津波堆積物に関する調査の二つにまとめております。まずプレート間地震の津波評価のほうから四つにまとめております。ご指摘つこうについて読み上げさせていただきます。
0:01:49	一つ目としまして、検討波源モデルの超滑り域を設定する範囲について検討すること。
0:01:57	二つ目として、日本海溝の津波評価手法を用いた検討波源モデルでは日本海溝の検討事例検討事例のパラメーターをそのまま用いるということではなく、南海トラフの津波評価に適用するパラメータ設定を検討すること。
0:02:13	三つ目としまして遷移領域の有無が営推下降側の津波評価結果に与える影響について説明すること。
0:02:21	四つ目として、敷地とトラフ軸との位置関係を踏まえ、波源設定の不確かさを慎重に検討すること。
0:02:29	プレート間地震については以上四つにまとめてございます。
0:02:44	中部電力アマノですね1回ここで内容として御指摘事項にちゃんと合ってるかどうか、ご確認をお願いしたいと思います。
0:02:56	規制庁ニシキです。承知いたしましたそしたらまずプレート間地震、津波評価についての指摘事項の確認ということで、規制庁側から何かありますか。
0:03:13	はい。規制庁サグチですけれども、私のコメントしたのが1ポツ目にポツ目。

0:03:21	思いますんで、ここはもう
0:03:25	お互いに。
0:03:30	大丈夫かなと私は思っているんですけども今書かれていることがざくっと取引1ポツ目はざっくり書かれている部分もあるんですけど、これはあくまでも
0:03:44	モデルCですよCの場合は、深いところまで超滑り域を設けているんですけど、AとかBBorまあとかで、じゃあなんでこう
0:03:54	深いところまで設けなくていいのか、当然その深いところで設けると、今度東西方向が変わってくるのでそういったちょっと形状の違いっていうんですかね、そういうのも別にパラメータスタディそれは行っていただいてもいいですので、あくまでも検討波源モデル例えば
0:04:13	DとかEとかっていう形で追加していただいてもいいんですけど、これはパラメータスタディの中の一つのケースとして取り、
0:04:22	扱っていただいてもいいので、とにかく
0:04:24	設定する範囲、東西と南北っていうところでいろいろ考えかたがあると思うのでその辺りをきちんとですね、検討していただければというのが、
0:04:38	一つ目のポツで、そこはまず、
0:04:42	お互いの認識として、そういうふうを考えているんですけど我々はこれは中部電力の方でも、
0:04:51	一緒ということでもよろしいですかね。
0:04:56	中部電力アマンでございます。サグチさんのお考えになっていることをしっかり認識していると思っております審査会合でも確認させていただいておりますのでこちらについては、共通認識としてしっかり対応できると思っておりますので、
0:05:13	今鋭意進めているところでございます。
0:05:18	はい、規制庁サグチです。ありがとうございます。2ポツ目ですけども2ポツ目もこれ書かれているそのままでは日本海溝もパラメータというか、はた予算用いてますけどこれはきちんと南海トラフで適用する場合のパラメータの
0:05:34	THAIでちゃんと検討してくださいよということですのでこちらも、
0:05:38	お互いに認識っていうのは大丈夫かと思っておりますけど、よろしいですよ。
0:05:47	はい、中部電力アマンですはいこちらも審査会合のときに、すみませんを時間をかけさせてしまいましたが、議論させていただいて、内容は理解しているつもりですので、しっかり反映してまたヒアリングのほうで御説明をさせていただきたいと思っております。
0:06:04	規制庁サグチです。ありがとうございましたなのでこの1ポツ2目2ポツ目というのはお互いにきちんと共通の理解が得られたと今回ですね。

0:06:15	取り返しましたので、その前に実は私の前に杉野が2点ほどコメントをしていると思うんですけど、それはいろいろ会合の中のやりとりで、
0:06:29	考え方はわかったというような収支の回答もこちらしてるんですけど、少なくとも資料には、そこはきちんと書かれてないですし、その辺りは、
0:06:41	一応ですね、考え方について、なぜ今のモデルでいいのかなとは
0:06:49	じゃあ、なぜモデルCは、土木学会の手法を用いてやってるってということなんですけどもともと検討波源モデルのモデルっていうのは、
0:06:58	いろんな南海トラフとか国内外の巨大地震に関する最新知見を踏まえて設定をするという御社の考えということを踏まえれば、なんでモデルCっていうのは、4倍の
0:07:13	滑り域っていうのは設けなくていいのかっていうね。それが単なるその土木学会ではこうやられていて、それを単純に踏襲しただけっていうのか、そうでなくて、こういう考え方で4倍は採用しなくてもいいとかですね。
0:07:28	そういったちゃんと考え方がわかるような形でここは資料のほうは整理をしていただきたいんですけど、そこは、
0:07:37	認識されてます。
0:07:44	はい、中部電力のモリです。はい、認識してございます。1ポツ目でちょっと超滑り域の範囲についてちょっと特化して書いてしまったので、人指摘からも実機文字が読めないようになってしまっていて申し訳ないんですけども、
0:07:59	検討波源モデルCについても、当社としてはどのような考え方で設定してくるのかというのが土木学会でやってるからということではなくて、きちんと日本海溝の手法ともあわせて整理させていただきたいと思います。ご指摘事項についても少しそこが読めるように修正させていただきたいと思います。
0:08:16	以上です。はい。規制庁サグチです。そんなので、少なくとも今、
0:08:23	私が申し上げたことについてはお互いに認識相違はなくて、
0:08:29	総合的に理解できたって考えますので、どうもありがとうございました。
0:08:45	規制庁タニです。
0:08:47	三つ目のポスト四つ目のポツなんですけど、三つ目のポツは、ここ書かれている通りだと思って。
0:08:57	特にこの辺は、
0:09:51	すみません、規制庁タニですけど、四つめなんですけど、これ位置関係を踏まえてこの中に含まれてるのかもしれないんですけども近いって近いのでっていう話をしていると思いますんで、なのでそういう米キーワードは、
0:10:07	言って欲しいなと思うのと、あと不確かさを慎重に検討することっていうふうにはなってるんですけど、これちょっといろいろこう何か。

0:10:18	読みようによっていろんな意味にとれるんですけど、私慎重に検討することと 言ってなくて、
0:10:24	会合ではですね、
0:10:28	不確かさをですね。
0:10:31	さらなる不確かさとして、融度を持って設定してくださいといったことを言っても いるので、この辺その認識って、どういうふうにとって慎重に検討することって なってるのかっていうのを、
0:10:46	ちょっとこのこの文言でいいのか確認させてください。
0:10:59	はい。
0:11:07	中部電力アマンでございます。四つ目のところ、前半の近いってのは、すみま せんが、おっしゃる通りで少しキーワードええと。
0:11:16	海溝軸と近いという関係からっていうところは、 送 せていただきまして不確か さを慎重に検討することっていうのは、審査会合の中のやりとりでは不確かさ をもう少し見るべきではないのかってそれは要は足りないという評価があれ ば、
0:11:33	そういうふうを考えるんじゃないかというところで、私どもにまず技術的にその 近いことによって、その滑り量のばらつきが津波影響を与えるものなのかどう かっていうのをまず考えた上で、
0:11:48	そこにやはり部分ばらつきが大きいのであれば不確かさをより見るべきではな いかという御出資と判断しまして、逆には技術的に明確に
0:12:00	そういう影響ってないんじゃないですかという回答ができるのであれば、さらな る不確かさの重畳をしなさいという明確な御指示ではないのかなという意味で こういう表現を記載させていただいたんですがちょっとわかりにくいということで あればもう少し
0:12:16	そういう表現に変えたいと思うんですが、
0:12:22	今回記載した趣旨はそういった
0:12:25	意味でご趣旨を理解してないわけじゃなくて、
0:12:30	近いから影響あるでしょうっていう中でそこをまず私たちが御説明してないの でちゃんとまずそれ説明資料とで、そこにやはり海溝軸が近ければばらつきが 遠い時より明らかにあるということであれば、
0:12:47	パラメーターとして振るべきだし、やはり地震動の中でもすでに御説明させて いただいているんですけど。
0:12:56	そん震源が近いことによって既存の方でやれるのかやれないのかってのは、 地震動のほうではやれますよって回答申してますんでそういったところを技術 的に回答した上で最後どうするかというところを回答。
0:13:12	するのかなと思っているという趣旨です。

0:13:29	規制庁タニです。伝わってるやつを伝わってそうなんですけど、ただ会合と言ってるのは慎重に検討することというよりかを
0:13:41	もう不確かさがあるので、不確かさとしてですね。
0:13:46	融度を持って設定すべきだというのが我々の会合でのコメントなので、
0:13:55	コメントとしては、我々が言ったことにしていただいてで説明の仕方としてはいやいやそんなもそれは見る必要ないんだと御社が強く主張されたいんだったらそれお答えの方法としてはそういったことも介護での議論になると思いますけど。
0:14:13	それは方針だと思いますので、ちょっとこの辺をわかるようにですね、直していただけたらと思います。
0:14:22	キムラの川村です。はい、承知いたしました。介護で皆さんおっしゃられたような表現を引っ張ってきます裕度をもって設定することというような趣旨にコメントのほうは変えさせていただきたいと思います。
0:14:38	タニです。よろしくお願いいたします。
0:14:51	はい、規制庁認識です。それでは次の歴史記録及び津波堆積物に関する調査のほうの指摘事項の確認のほうに移りたいと思いますのでお願いいたします。
0:15:04	中部電力ニシムラです。続きまして、歴史記録及び津波堆積物に対して関する調査について、御指摘事項の方、整理いたしましたので、読み上げさせていただきます。
0:15:18	1 ポツ目のところで、以下の点について、記載の充実化適正化を行うこととして三つ挙げてございます。まず一つ目が、イベント堆積物の認定根拠について、以下の地点に対して丁寧な説明を加えること。
0:15:32	敷地 19。
0:15:34	括弧で敷地 18-③とも違いがわかりにくい地層があるという指摘。
0:15:40	敷地 12 では仕切 13 の①の違いがわかりにくい地層があると聞く側の 3 では堆積速度も変わっているように見える地層があって 9 割の①との違いがわかるようにわかりにくい地層があるという御指摘を受けた上で整理してございます。
0:15:58	続きまして、右の下の河成堆積物の設定認定根拠について、一般的な河成堆積物の特徴と比較し説明すること。
0:16:08	三つ目がきくが流域の提出堆積物とシルト砂互層の層区分の考え方を整理することという、
0:16:16	大きくは 3 点を整理させていただいてます。
0:16:21	以上です。
0:16:22	御説明は終わります。

0:16:30	ありがとうございます。規制庁側からありましたらお願いします。
0:16:37	規制庁のカイダです。まず私の方からここで言うと、何か何か横横のマイナスっていうやつの一つ目ですかね。
0:16:49	イベント堆積物の認定根拠について観点について丁寧な説明を加えることということで、19と12日、挙げられて大枠としてこんな感じかなと思います。これ
0:17:03	こちらのほうからちょっと確認したというか、指摘した趣旨というのは、どちらでもありますね
0:17:10	敷地の東と敷地の西のいわばなかったためとなっているようなところの
0:17:19	1のボーリングのそのポイントとなっている。
0:17:26	地層で
0:17:28	その手前にあるすでにイベント堆積物と認めたところと、層序的にもそうそう的にも似ていて、その辺の違いがはっきりとよくわからないので、そこ違うっていうふうに御説明されるのであれば、
0:17:45	ちゃんと説明をして欲しいというところで2意識したというところですよ。
0:17:53	なのでへの敷地19のほうは18-3という明確にここにすでに資料がありますけれども、そこでその違いがちょっとわからないと12のほうについては、
0:18:06	そもそも、ちょっと詳細な台帳みたいな形で載ってなくて、全体の柱状図写真っていうのがあるけども、そこがどうなってるかわからないというところでナリタ大枠としてはそういうところで、
0:18:21	認識はまずその二つについては、影響部認識はあってという御認識は今申し上げたことはされているかっていうのを確認したいんですけども、
0:18:36	中部電力ニシムラです。はい、今カイダさんがおっしゃったことを繰り返してごさいます。次回以降、この各地域の両者の違いというのを詳細に説明させていただこうと思っております。
0:18:51	カイダです。わかりましたじゃ一応認識としては一致してるかなと思いますのでちょっと表現ぶりとしましてですね、今申し上げたように
0:19:02	敷地日どっちが敷地東とか西とか、あとこれが何て言いますかね。
0:19:11	イベント堆積物と認めたこれこれと同様な位置に同様っていうのかも同じようなところの総意的な位置にありっていうのがちょっとわかるようにこの表現を見直していただきたいのと、
0:19:26	ちょっと今わかりにくい地層があるって違いがわかりにくい地層があるっていうのは、
0:19:31	表現にはなってますけれども、確かにわかりにくいだったり、わからなかったりっていうところもありますので、

0:19:42	わかりにくいっていうよりも反応ちょっと違いがちゃんとちゃんと識別できないとかわからないところがあるっていうのは表現で手直しをしていただきたいと思いますが、よろしいですか。
0:19:57	中部電力ニシムラです承知いたしました。
0:20:01	はい、じゃあ、私のほうからは以上です。
0:20:11	規制庁の認識です。私の方から同じイベント堆積物の認定のところということで菊川さんのところについて、前も指摘させていただきましたけれども、ここに書いてあるのは基本は堆積速度が変わっているような場所があるとか、
0:20:30	ということだとわかりにくいっていうかその辺は先ほどカイダがいたコメントのところのように直していただければと思いますんで、それ下二つ後飯野側のことともついても、もう私の方からコメントさせていただきましたけれども、
0:20:47	ここに書かれてるような急に他に対しここだけ急に河川性堆積物というふうに河成堆積物が書かれておりましたので、この辺、なぜそう判別判断されたのかということを書いていただければというところのあれもこれ記載でいいのかと思っております。
0:21:05	最後の幾何流域どう
0:21:08	泥質堆積物とシルトは5層の層区分の考え方を整理することでありませけれどもこれは考え方というよりかはですねは地層層区分をどう
0:21:21	考えていると考えているんですけども、何の何も根拠を持って層区分したのかということ整理してくださいってということですので、その辺りの情報の追加をいただければということでは認識は合ってるかというふうに理解しております。私のほうからは以上です。
0:21:50	はい。
0:21:51	規制庁ナイトウですけれども、補足をするとな。違いがわかりにくい地層って書いていますけれども、我々の認識としては、今、中部電力が示しているデータではわからないということですので、
0:22:16	はい。
0:22:19	中部電力アマノでございます。ありがとうございます。
0:22:23	今のナイトウさんのご指摘でいくと敷地19とか12。
0:22:28	桑川さんと変わりにくい地層があるというよりは、
0:22:32	19と18-3の違いを
0:22:36	そう明確に示すとかそそういう方がご指示に合ってるんですよ。わかりにくい地層がある中でここの違いをちゃんと証明しなさいという。
0:22:47	いいかなと思ったんですが、ちょっとこのまま表現でもってくと、今の御趣旨と違うかなっていう気がしたんですか。はい。規制庁ナイトウですけれども、上

	の適正化を行うことというふうに書いてんだけど我々適正化を行ってくださいという指示をしていなくて、
0:23:03	根拠を示すことなんですよ。
0:23:16	めくりとイトウすると、今の書き方と
0:23:23	今の中部電力の主張を基本大きいしてるんだけどもっていう書き方をしてるんだけど、我々は現状警報を消してると思っていなくて、オーケーするデータが足りないと思ってますので、その旨を指摘してるってことは認識してください。
0:23:39	中部電力アマンです。承知しましたレターの態度をしっかりと洞道追加させていただいて説明するという趣旨で今のナイトウさんの言葉通り一番最初のところをちゃんと根拠を示すことっていうような表現にしてそのポイントは、こういうところを御指摘いただいたというような立て付けに
0:23:58	変えたいと思います。
0:24:12	規制庁されてるんですけども、
0:24:15	今ので歴史記録と津波堆積物に関する調査についても、お互いに
0:24:22	相互に理解できたかなと思うんですけど、ちょっと1点だけ。石渡委員が最後に、
0:24:29	多分相乗の話ですね、特にその敷地内の
0:24:36	ところでその層状の関係みたいなものも含めてもうちょっとちゃんと説明が必要じゃないですかみたいなとこ29校とかですよ。
0:24:45	というコメントされたと思うんですけど、それって、
0:24:50	どっかに入って、
0:24:52	てます。
0:24:54	中部電力ニシムラです。
0:24:58	一つ目の敷地19 当時経営敷地18-③との違いを説明する中でそういったところも
0:25:07	整理してシーメンス
0:25:10	つもりでございましたが、
0:25:12	遠い車体委員のご指摘もます。
0:25:17	W19 ニシキ19のところと、敷地18-③との違いわかりにくいところに関連したコメントであったと。
0:25:25	いうふうに判断してございまして、そういった点で、
0:25:29	一つ目のところに説明としては入れようかなと思ってるんですけども、文言としては今記載してございません。

0:25:37	規制庁作成のも認識されてるんだったらそれで大丈夫ですので、次回ですね、きちんと御説明いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。
0:26:04	規制庁ニシキです。規制庁側からのコメント等については以上になりますが、十分りん録画の方から何かございますでしょうか。
0:26:18	中部電力幅野です。はい。内容が確認できましたのでヒアリングまでにこの指摘事項適正化して平衡資料整理した上でまた改めて御説明させていただきたいと思います。
0:26:33	はい。規制庁ニシキです。それではよろしくお願いいたします。それでは本日の面談をこれで終了したいと思います。お疲れ様でした。
0:26:44	ありがとうございました。